

○長崎県市町村職員共済組合事務局の組織に関する規則

〔昭和37年12月12日〕  
規則第3号

改正

昭和39年	6月	2日規則第	8号	昭和40年	6月	21日規則第	11号
昭和42年	6月	20日規則第	16号	昭和44年	6月	27日規則第	18号
昭和49年	2月	15日規則第	28号	昭和53年	3月	31日規則第	38号
昭和61年	8月	7日		昭和63年	2月	29日規則第	71号
平成3年	6月	1日規則第	81号	平成4年	3月	25日規則第	83号
平成5年	3月	22日規則第	88号	平成8年	2月	26日規則第	102号
平成8年	6月	25日規則第	104号	平成9年	7月	10日規則第	109号
平成11年	12月	22日規則第	114号	平成13年	7月	4日規則第	122号
平成17年	6月	20日規則第	135号	平成19年	7月	30日規則第	146号
平成21年	10月	9日規則第	153号	平成22年	6月	25日規則第	156号
平成31年	3月	25日規則第	170号	令和元年	6月	21日規則第	172号
令和2年	10月	1日規則第	178号				

(目的)

第1条 この規則は、長崎県市町村職員共済組合定款第31条第4項の規定に基づき共済組合事務局（以下、「事務局」という。）の組織に関し規定することを目的とする。

(組織)

第2条 事務局に次の課を置く。

総務課  
経理課  
年金課  
保健課

(職の分類)

第3条 事務局職員の保有する職は、身分上の職及び職種上の職とする。

(身分上の職)

第4条 事務局職員の身分上の職は、事務職員とする。

(職務上の職)

第5条 事務局職員の職務上の職は次のとおりとする。

事務局長  
課長  
課長補佐  
主幹  
副主幹  
主査

主任  
主事  
(職務)

第6条 事務局長は、理事長の命を受けて組合業務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

- 2 課長は、上司の命を受け課の事務を掌理し、課員を指揮監督する。
- 3 課長補佐は、上司の命を受け課長の職務を補佐し、課の事務を分掌する。
- 4 主幹は、上司の命を受け課の事務を分掌する。
- 5 副主幹は、上司の命を受け高度の知識経験に基づき相当困難な業務を行う。
- 6 主査は、上司の命を受け高度の知識経験に基づき困難な業務を行う。
- 7 主任は、上司の命を受け高度の知識を必要とする業務を行う。
- 8 主事は、上司の命を受け一般的な事務又は業務を行う。

附 則 (昭和37年規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。
- 2 地方公務員等共済組合法附則第12条の規定により旧町村職員恩給組合並びに旧市町村職員共済組合の職員は、別に辞令を用いないで本組合の職員となる。

附 則 (昭和39年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年5月1日から適用する。

附 則 (昭和42年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月13日から適用する。

附 則 (昭和44年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、第2条の改正規程は昭和43年7月1日から適用する。

附 則 (昭和49年2月15日規則第28号)

この規則は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月31日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

附 則 (昭和61年8月7日)

この改正は、昭和61年8月7日から施行し、昭和61年3月11日から適用する。

附 則 (昭和63年2月29日規則第71号)

この改正は、昭和63年2月29日から施行し、昭和63年1月1日から適用する。

附 則 (平成3年6月1日規則第81号)

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月25日規則第83号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月22日規則第88号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年2月26日規則第102号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年6月25日規則第104号)

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年7月10日規則第109号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日規則第114号)

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則 (平成13年7月4日規則第122号)

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月20日規則第135号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月30日規則第146号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月9日規則第153号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年6月25日規則第156号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月25日規則第170号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月21日規則第172号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月1日規則第178号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。